

第 643 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 4 月 3 日（金）午後 1 時 30 分から午後 2 時 15 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（12 人）

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	3	丸 文浩	4	川口 寛市
5	稲村 耕一	6	大塚 和行			8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容	11	森田 泰彰	12	安田 和永
13	小柴 賢次郎						

4 欠席委員（2 人）

7	渡邊 和巳	14	鈴木 伸江				
---	-------	----	-------	--	--	--	--

5 事務局職員（5 人）

局長 嶋田 清一	係長 後藤 寿大	副主査 宮崎 将人	書記 石井 彩里奈
書記 川崎 聡			

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について

議案第 5 号 富津市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について

専決処分報告について

第 643 回 富津市定例農業委員会

発言者	発 言 内 容
局長	開会 午後 1 時 30 分 出席予定の委員の皆さまがお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 委員の皆様には、ご多用のところ第 643 回定例農業委員会総会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。 はじめに令和 8 年 4 月 1 日付けの人事異動によりまして事務局職員に異動がありましたので令和 8 年度の事務局職員を紹介させていただきます。 私は、事務局長の嶋田と申します。 庶務係長は引き続き後藤でございます。 副主査の宮崎でございます。 書記の石井でございます。 書記の川崎でございます。 また、本日不在でございますが、会計年度任用職員の河邊の 6 名で、令和 8 年度の事務を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。 続きまして、前任者の異動について紹介いたします。 前事務局長の牧野は、建設経済部長に、主査の平野は、かずさ水道広域連合企業団に派遣とそれぞれ異動になりました。 なお、副主査の吉澤は、建設経済部 都市政策課からの応援職員として農業委員会の事務を行っていましたが、4 月 1 日から引き続き、都市政策課に配属となりました。 以上でございます。 それでは、開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、7 番 渡邊委員、14 番 鈴木伸江委員が欠席で、委員 14 名中 12 名

議長	の出席となっております。 従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。 会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。 (議長挨拶) ・・・挨拶・・・
議長	(開会) ただ今から、第 643 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。
議長	(議事録署名人の指名) それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。 3 番 丸委員、4 番 川口委員を指名いたします。
議長	(運営委員会の結果報告) ここで、3 月 13 日に開かれた第 5 回運営委員会のご報告を稲村委員長からお願いしたいと思います。
稲村委員長	令和 8 年 3 月 13 日午後 2 時から、富津市役所 5 階 503 会議室で開催しました、令和 7 年度第 5 回農業委員会運営委員会において、申請者に対する面接を 2 件行いましたので、当日の結果を報告いたします。 1 件目の関地区の案件は、午後 2 時から、私その他、運営委員 6 名及び事務局職員 6 名の出席のもと、権利者 1 名の計 14 名が参加しました。 申請者に事業計画の説明を求め、質疑応答を行ったところ、申請地において主に農作業に従事する者について、記載内容に疑義及び不明

議長	な点がいくつかございましたので、当日の採決は見送り、追加資料を求めました。 今後につきましては、提出された資料を運営委員の皆様と共有し、対応方法について検討いたします。 2 件目の相川地区の案件は、午後 3 時から、私の他、運営委員 6 名及び事務局職員 6 名の出席のもと、権利者と行政書士 2 名の計 15 名が参加しました。 申請者に事業計画の説明を求め、質疑応答を行ったところ、現状の申請地は耕作に適さない状況であるため、耕作できる状態に改善されたことが確認できたのち、農地法第 3 条の申請を受付することで運営委員の皆様の意見が一致しました。 以上、報告といたします。 運営委員会の報告ありがとうございました。 それでは、議事に入らせていただきます。 (議事)
議長	【議案第 1 号】 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第 1 号 1 番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、1 番 鈴木委員、お願いします。
鈴木委員	議案第 1 号 1 番について、申請地を 4 月 3 日に確認しましたので説明いたします。 所在につきましては別添資料をご覧ください。 JA きみつ大佐和支店より東の方向 200 メートル、及び 230 メートルに所在する農地です。 義務者は、市外に住んでおり高齢で管理困難なため、権利者に耕作のお願いをしておりました。 権利者は、県外に在住ですが、富津市で就農を考えており、本申請

議長	地付近の住宅を購入し移住の準備を進めております。 今回、当該地が居宅に近いため双方の合意が整い、今回売買による所有権移転の申請であります。 営農計画としましては、露地野菜、主に玉ねぎ、じゃがいもの栽培を計画しております。 以上となります。
事務局 (川崎)	担当委員の説明は終わりました。 事務局補足説明をお願いします。 ただいまの鈴木委員の説明に補足をさせていただきます。 義務者は、高齢で、管理困難なため、権利者に相談をしたところ、居宅に隣接しており、今後は富津市に移住を機に新規就農を考えており双方の合意が整い、本申請になったものです。 農機具等は、現在所有はしておりませんが、耕運機などの農作業に必要な機械は順次購入予定とのことです。 生産物については、基本的には自家消費の予定です。 申請地は、農振農用地区域外農地 2 筆 742 m²、権利者の耕作面積は、新規就農者であるため 0 m²、従農数 2 名であります。 よろしくご審議の程、お願いいたします。 以上です。
議長	事務局の説明は終わりました。 質疑に入ります。 ご質疑ございますか。（なし声） 「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。
議長	議案第 1 号 1 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第 1 号 1 番は承認されました。

議長	次に、議案第 1 号 2 番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、11 番 森田委員、お願いします。
森田委員	議案第 1 号 2 番について、申請地を 3 月 31 日に確認しましたので説明いたします。 所在につきましては別添資料をご覧ください。 JA きみつ富津集出荷場より西方向 850 メートルに所在する農地です。 義務者は、申請地を相続により取得をしたが、農家ではないことから、権利者に耕作をお願いしておりました。 後継者が不在であり、今後も自ら管理することが難しいことから、権利者に当該農地について相談したところ合意が整い、今回売買による所有権移転の申請であります。 営農計画としましては、たい肥を計画しております。 以上となります。
議長	担当委員の説明は終わりました。 事務局補足説明をお願いします。
事務局 (川崎)	ただいまの森田委員の説明に補足をさせていただきます。 義務者は、後継者が不在であることから農地の処分について検討しており、耕作を依頼していた権利者へ売却の申し出をしたところ、経営規模拡大に適した条件でもあり、権利を取得し引き続き耕作を行っていきたいことから受諾し、本申請を行うものであります。 なお、営農計画がたい肥であることについて、君津農業事務所企画振興課へ確認したところ、農地法 3 条許可で問題ないとの回答を得ております。たい肥については、自己所有農地に使用することです。 申請地は、農振農用地区域内農地 1 筆 1, 465 m²、権利者の耕作面積は、47, 034 m²、従農数 3 名であります。 農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。

議長	よろしくご審議の程、お願いいたします。 以上です。 事務局の説明は終わりました。 質疑に入ります。 ご質疑ございますか。（なし声） 「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。
議長	議案第１号２番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第１号２番は承認されました。
議長	【議案第２号】 次に、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 なお、担当委員は私でございますので、現地調査及び説明をいたします。
平野委員	議案第２号１番について申請地を４月１日に確認しましたので、説明いたします。 申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。 中央公民館より北西の方向約３３０ｍの地点に位置する農地であります。 申請地は相続により義務者が取得したが、市外に住んでおり維持管理に苦慮しているため、農地を手放したいと考えておりました。 譲受人は市内に移住を希望しており、申請地が希望の条件に合う土地であると考え所有権移転を伴う転用申請をするものです。 なお、周辺に農地はありません。 以上です。

議長	事務局補足説明をお願いします。
事務局 (宮崎)	ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。 農地区分に関しては、都市計画法に基づく用途地域が定めている区域内に位置していることから、第3種農地と判断されます。 造成計画は整地のみであり、汚水、雑排水については合併浄化槽で処理後、申請者が持ち分を有する南側の私道の側溝に接続する計画です。 資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。 専用住宅として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。 以上です。
議長	事務局の説明は終わりました。 質疑に入ります。 ご質疑ございますか。(なし声) 「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。
議長	議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第2号1番は承認されました。
議長	次に、議案第2号2番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、6番 大塚委員、お願いします。
大塚委員	議案第2号2番について申請地を3月30日に確認しましたので、説明いたします。 申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。

議長	JR 上総湊駅より南東の方向約 500mの地点に位置する農地であります。 申請地は相続により義務者が取得したが、市外に住んでおり維持管理に苦慮しているため、農地を手放したいと考えておりました。 譲受人は世帯員が医院長を務めている医院の常勤医であり、申請地隣接の医院の駐車スペースが足りなかったところ、売買について打診があり、隣接地を取得したいと考え所有権移転を伴う転用申請をするものです。 なお、周辺に農地はありません。 以上です。 担当委員の説明は終わりました。 事務局補足説明をお願いします。
事務局 (宮崎)	ただいまの大塚委員の説明に補足させていただきます。 農地区分に関しては、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。 造成は整地し、再生砕石の敷き詰めを行いますが、埋め立てはありません。 また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生也没有ありません。 雨水は自然浸透としています。 資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。 駐車場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。 以上です。
議長	事務局の説明は終わりました。 質疑に入ります。 ご質疑ございますか。(なし声)

	「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。
議長	議案第２号２番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第２号２番は承認されました。
議長	次に、議案第２号３番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、２番 澤邊委員、お願いします。
澤邊委員	議案第２号３番について申請地を４月２日に確認しましたので、説明いたします。 申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。 旧佐貫中学校より南東の方向約 1700mの地点に位置する農地であります。 申請地は十分な日当たりが確保でき、太陽光発電施設に適している土地です。 また、義務者は高齢等により農地の管理が難しくなっていたところ、太陽光発電施設への転用の話があり、権利者と合意に至ったことから所有権移転を伴う転用申請をしました。 周辺農地には影響がないよう計画されており、問題はありません。 以上です。
議長	担当委員の説明は終わりました。 事務局補足説明をお願いします。
事務局 (宮崎)	ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。 農地区分に関しては、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第２種農地と判断されます。 造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。

議長	また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生ありません。 雨水は自然浸透としています。 資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。 太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。 以上です。 事務局の説明は終わりました。 質疑に入ります。 ご質疑ございますか。（なし声） 「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。
議長	議案第２号３番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第２号３番は承認されました。
議長	【議案第３号】 次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。 議案第３号１番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、２番 澤邊委員、お願いします。
澤邊委員	議案第３号１番の申請地を４月２日に確認しましたので、説明いたします。 申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。 浅間山運動公園より西の方向約１ｋｍに位置する農地であります。 権利者は笹毛において砂利採取事業を行っております。 当該地は平成１８年２月１日付けで砂利採取事業に伴う砂利採取用地として一時転用の許可を受け、現在に至っております。

	採取事業の継続に伴い、引き続き利用するため期間を延長するものであります。 以上です。
議長	担当委員の説明は終わりました。 事務局補足説明をお願いします。
事務局 (宮崎)	ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。 申請地につきましては、砂利採取事業に伴う砂利採取用地として一時転用許可された土地でしたが、採取事業の計画が予定より遅れていることによる計画変更承認申請であります。 内容等の変更は期間のみであるため問題ないと考えます。 以上です。
議長	事務局の説明は終わりました。 質疑に入ります。 ご質疑ございますか。(なし声) 「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。
議長	議案第３号１番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第３号１番は承認されました。
議長	次に、議案第３号２番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、２番 澤邊委員、お願いします。
澤邊委員	議案第３号２番の申請地を４月２日に確認しましたので、説明いたします。 申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。 館山自動車道富津中央インターチェンジより東の方向約１．３kmに

議長	位置する農地であります。 権利者は鬼泪山において山砂・山砂利採取事業を行っております。 当該地は平成11年2月1日付けで山砂・山砂利採取事業に伴う資材置き場用地として一時転用の許可を受け、現在に至っております。 採取事業の継続に伴い、引き続き利用するため期間を延長するものであります。 以上です。
事務局 (宮崎)	担当委員の説明は終わりました。 事務局補足説明をお願いします。
議長	ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。 申請地につきましては、山砂・山砂利採取事業に伴う資材置場用地として一時転用許可された土地でしたが、採取事業の計画が予定より遅れていることによる計画変更承認申請です。 内容等の変更は期間のみであるため問題ないと考えます。 以上です。
議長	事務局の説明は終わりました。 質疑に入ります。 ご質疑ございますか。(なし声) 「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。
議長	議案第3号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第3号2番は承認されました。 【議案第4号】 次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

事務局 (後藤)	こちらは農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画案となっております。 なお、この議案には、鈴木委員の同居の親族に関する案件が含まれますので、農業委員会会議規則第 10 条により鈴木昇委員は退席をお願いします。 (鈴木委員、退席) それでは事務局から、説明をお願いします。 議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。 本案件は、農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 号第 2 項の規定により、農用地利用集積等促進計画案の作成及び公益社団法人千葉県園芸協会に提出するため、富津市長より農業委員会に対し意見を求めるため提出されたものであり、令和 8 年第 4 次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。 利用権の設定の内容でございますが、貸し手及び借り手の権利設定につきましては、整理番号 8-4-18 まで、合計で貸し手 8 名、借り手 3 名、筆数 18 筆、面積 26,966 m²であります。 また、借り手の変更につきましては、整理番号 8-4-19 から 40 まで、合計で旧借り手 1 名・新借り手 1 名、筆数 22 筆、面積 43,972 m²であります。 設定内容は、利用権設定各筆明細のとおりでございます。 次に、議案資料として 6 ページから 8 ページに賃借権の設定を受ける者の農業経営の状況でございます。 今回は、個人 6 ページ、農地所有適格法人 7 ページ、及びその他の法人について 8 ページ、設定を受ける土地の面積、事業に供している農用地の面積、主な農機具の所有状況、農業従事者数、及び農業従事日数等を抜粋して表にまとめております。 事務局からの説明は以上でございます。
---------------------	--

議長	事務局の説明は終わりました。 質疑に入ります。 ご質疑ございますか。（なし声） 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。
議長	議案第４号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第４号は承認されました。 鈴木委員は入室をお願いします。 （鈴木委員、入室着席）
議長	【議案第５号】 次に、議案第５号「富津市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」を議題といたします。 こちらは事務局から、説明をお願いします。
事務局 （後藤）	それでは、議案第５号について、事務局から説明いたします。 まず、今回の指針の改正についてですが、参考資料１及び参考資料２をご覧ください。 指針の改正にあたっては、推進委員から意見を聴取したうえで農業委員が行うこととされており、現指針において農業委員及び推進委員の改選期である３年ごとに検証・見直しを行うものと定めております。 次に、今回の改正内容は、年度の進行に伴う目標数字の変更及び一部表現等の修正が主となります。 事務局で、現指針を基に作成した「富津市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」について、先行して推進委員の皆様で書面で意見を伺ったところ、特に意見はございませんでした。 そのため、本日皆様にお諮りする（案）は推進委員の皆様を示したものと同一でございます。

なお、溶け込み版と見え消し版の双方を用意しておりますが、本日は見え消し版に沿って改定箇所を読み上げます。

参考までに、各項目の数値の根拠につきましては、参考資料3「指針数値根拠」にまとめてありますので、併せてご覧ください。

1 ページ目、日付につきましては皆様の承認をもって改正となりますので、空欄になっております。

2 ページ目、中段になります。遊休農地の解消目標の表をご覧ください。こちらについて、管内の農地面積、遊休農地面積について再計算を行っております。目標設定の考え方といたしまして、5か年度で当該遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させることを目標としていたことから、これを継続し、令和7年度から令和11年度においても当該遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させることを目標として設定させていただいております。

3 ページ目の下段をご覧ください。こちらにつきましても、管内の農地面積、集積面積について再計算をしております。

集積率につきましては10年間で51%程度としていたことから、5年で25.5%と目標を設定させていただいております。

4 ページ目をご覧ください。参考として、担い手の育成・確保に関する数値目標、認定農業者及び認定新規就農者の人数、合わせて53名について、認定新規就農者の目標が年間1人であることから、今後も引き続き1人ずつ認定農業者に移行する想定で設定させていただきました。

また、特定農業団体その他の集落営農組織については現状3団体ありまして、農業委員会が直接関係している性質の数値目標ではないため、現在の3団体を維持するという目標設定をさせていただいております。

5 ページ目の下段をご覧ください。新規参入の促進目標につきまして、個人の方が現状で3名いるため、年間1名程度の増加を想定し、令和12年度の目標を10人と設定させていただいております。

法人につきましては、「富津市農業経営基盤の促進に関する基本的な構想」による目標に基づき、5年間で3法人を想定しております。

議長	以上が事務局の作成した指針の案になります。 よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。 事務局の説明は終わりました。 質疑に入ります。 ご質疑ございますか。（なし声） 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。
議長	議案第５号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第５号は承認されました。
議長	【軽微な農地改良の届出について】 次に、「軽微な農地改良の届出」がございましたので、事務局から、報告をお願いします。
事務局 (宮崎)	軽微な農地改良の届出について説明いたします。 千葉県農地転用事務指針では、農地を埋め立てて農地改良をするには、一時転用の許可が必要ですが、農地に埋立てを行う際、高さ１メートル未満であり、工事期間が３カ月以内、他法令の許可要しない、従前の土質と同等以上の土砂を搬入するなどの要件を満たせば、軽微な農地改良として、届出で足りることとしています。 申請地は、段差があることから農業機械の走行や作業に支障をきたしていることから、山砂を搬入し、農地改良をするための届出がありました。 農地改良に関する要件、記載内容及び添付書類の不備はありませんでしたので、届出を受理しました。 以上です。
議長	事務局の報告は終わりました。

議長	【専決処分報告について】 次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」事務局長からお願いします。
局長	専決処分について、ご報告いたします。 まず、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございますが、市街化区域内にある農地転用2件でございます。 1番につきましては、レンタルトラクタの事業用地とするもので、面積は249平方メートルでございます。 2番につきましては、専用住宅用地とするもので、面積は2筆で429平方メートルでございます。 次に、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、市街化区域内にある農地の権利移動4件でございます。 1番につきましては、専用住宅用地として所有権移転するもので、面積は231平方メートルでございます。 2番につきましては、資材置場用地として所有権移転するもので、面積は2,645平方メートルでございます。 3番につきましては、専用住宅用地として所有権移転するもので、面積は320平方メートルでございます。 4番につきましても、専用住宅用地として所有権移転するもので、面積は2筆で396平方メートルでございます。 これらの届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。 以上、報告させていただきます。
議長	事務局長の専決処分の報告は終わりました。 以上で本日の案件はすべて終了いたしました。 そのほかに、委員さんの方から何かありますか。 事務局何かありますか。

局長	富津市農業委員及び農地利用最適化推進委員の任用期間満了に伴う募集状況についてご報告いたします。 農業委員の募集結果であります。定員 14 名に対し、推薦 13 名、応募 3 名の合計 16 名の候補者となっております。 4 月 27 日に予定している農業委員会委員候補者等評価委員会の開催に向けて、準備をしているところでございます。 次に、農地利用最適化推進委員の募集状況につきまして、定員 12 名に対し、推薦 5 名、応募 6 名、合計 11 名の候補者となっており、環 2 地区につきましては、5 月 29 日まで引き続き募集させていただきます。
事務局 (後藤)	事務局から報告いたします。 本日付けの全国農業新聞において、鈴木委員が代表されておりますこども食堂はらぺこキッチンの記事のほうに掲載になりました。 本日、伸江委員におかれましては、こちらの活動をおこなっている関係で欠席となっております。 また、私事ではございますが、先日、子どもが生まれまして、4 月 6 日から 5 月 31 日までの 2 か月間育児休暇を取得させていただきます。 次回の総会は不在となりますので、ご不便おかけいたしますが、よろしく願いいたします。
議長	皆様には、慎重審議を賜りましてありがとうございました。 なお、次回の農業委員会総会は、5 月 8 日金曜日、場所は 401 会議室、時間は午後 1 時 30 分から開催いたします。 以上で、本日の定例会を終了いたします。 閉会 午後 2 時 15 分